

事業用償却資産の所有者は申告が必要です

毎年、賦課期日(1月1日)時点で事業用の償却資産を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告をすることが、法律で義務づけられています。

無申告や虚偽の申告をした場合は、過料や罰金刑などが科される場合があります。必ず申告を行ってください。

申告書の提出

前回申告をした事業主には、申告書用紙を12月中旬に送付します。申告が必要で用紙がない人は、町ホームページでダウンロードするか税務課 固定資産税係に連絡してください。

また、電子申告(eLTAX^{エルタックス})で行うこともできます。利用方法は、地方税ポータルシステムのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)で確認してください。

※法人税・所得税の確定申告とは異なります。間違いのないよう申告をお願いします。

提出期限 令和5年1月31日(火)

提出先 税務課 固定資産税係
(役場仮設庁舎1階 ⑥番窓口)

提出方法 郵送か窓口に直接提出

償却資産とは

償却資産とは、事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

業種	対象となる主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、自動販売機、駐車場の舗装工事など
農業	田植機、堆肥舎、コンバイン(大型特殊自動車)、サイロ、脱穀機、耕運機、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚/ケース(冷凍機や冷蔵機付きを含む)など
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど

税額の計算方法

課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を合計した額の1.4%。ただし、合計した額が150万円未満の場合は「免税」となり、償却資産に対して固定資産税の課税はありません。

☎ 税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380

国民健康保険税納付確認書の随時交付

町では、確定申告などで社会保険料控除として使用する「国民健康保険税納付確認書」を毎年1月下旬に郵送していますが、必要な人には随時交付を行っています。

年末調整などで早めに必要な人は、右記の通り請求してください。

☎ 税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388

交付場所

税務課 住民税係(役場仮設庁舎1階 ⑥番窓口)

必要なもの(持参物)

- ・本人確認書類(免許証など)
- ・12月中に納付した分の領収証
- ・【納税義務者と別世帯の場合】委任状